

業務指示書

ベトナム国主要都市鉄道情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年10月2日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課

中野 勉

Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年10月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉄道整備計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年10月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.0046 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／鉄道計画
運輸交通計画1 (ハノイ)
都市計画・駅前開発

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月25日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国主要都市鉄道情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/鉄道計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 運輸交通計画 1 (ハノイ)	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 都市計画・駅前開発	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナム 2 大経済圏の中核都市であるハノイ市及びホーチミン市は、経済発展に伴う道路交通量の急激な増大により、交通渋滞の発生や交通の安全性の低下、大気汚染等の問題が深刻になっている。そのため、都市の持続的な発展のために都市開発と一体となった戦略的な交通システムの整備が求められ、大量高速輸送システムとして都市鉄道の計画及び整備が進められている。

JICA は、ホーチミン市都市交通計画調査（HOUTRANS、2002-2004）及びハノイ市総合都市開発計画調査（HAIDEP、2004-2007）により、2 都市の都市鉄道を含むマスタープラン策定を支援した。その後、都市人口の予想以上の増加など都市混雑状況の悪化等を踏まえ、ホーチミン市は 2009 年に、ハノイ市は 2011 年に、それぞれ 8 路線へと鉄道ネットワーク計画を拡張した。これらのうち日本、ADB、ドイツ、フランス、中国等により一部路線の事業化が進められつつある。

2011 年 10 月に日越両国首脳間で署名された日越共同声明においても、ハノイ市及びホーチミン市における新規都市鉄道計画へのコミットメントが明記され、ベトナム側から日本の協力への期待は大きい。しかしながら、JICA 作成マスタープランを基に策定されたベトナム側の現計画については、次のような課題がある。第一に、現計画に追加された新たな路線計画は、適切な需要予測に基づいたものではなく、整備の優先順位も不明確であり、ハノイ市では中心市街地から空港へのアクセス鉄道が 2 本計画されるなど、一部過剰投資であることが懸念されている。第二に、沿線開発・駅前開発が鉄道計画と一体的に検討されていないため、将来、利便性の高い鉄道ネットワークが構築されず、鉄道整備の効果を十分発揮できないことが懸念されている。第三に、JICA マスタープラン調査においては、必ずしも鉄道に限定されない大量高速輸送システム（Urban Mass Rapid Transit: UMRT）のネットワークが提案されていたにもかかわらず、全ての路線が鉄道路線として計画されているため、需要に応じてバス高速輸送システム（Bus Rapid Transit: BRT）やモノレール等の他大量高速輸送システムを採用できない硬直的な計画となっている。第四に、計画主体が異なるなどの理由から、現計画では、高速鉄道や都市間鉄道また貨物鉄道との整合性が考慮されていない。

このような状況を受け、今後の都市鉄道を含む大量高速輸送システム分野への協力の検討にあたっては、最新の運輸交通計画、道路計画、都市計画ならびに都市鉄道計画の確認など新たな条件を勘案した需要予測のアップデートを通じ、現行路線計画及び交通モードの妥当性を確認しつつ、優先順位付けや整備に向けた複数のシナリオを策定する必要がある。

2. 調査の目的

ハノイ及びホーチミン都市圏における大量高速輸送システム（鉄道、BRT、モノレール等）の現状と今後の運輸交通計画、公共交通計画、都市開発計画、統計データ、地図情報、関連調査等を網羅的に収集・整理し、ハノイでは HAIDEP で実施されたパーソン・トリップ調査（以下、PT 調査）のレビュー及びハノイ市が 2008 年に拡大したことを踏まえた補足的調査を行い、データを更新し、ホーチミンでは新規に PT 調査を実施する。それらを踏まえ、路線計画を同一の前提条件で比較した上で輸送需要の見極めを行い、鉄道を含む大量高速輸送システム整備のあり方を検討するのに役立つ基礎データを取りまとめる。さらに、これら基礎データを用いて現行路線計画及び交通モードの妥当性を確認しつつ、優先順位付けや整備に向けた複数のシナリオを策定する

3. 調査対象地域及び実施窓口機関

3.1 調査対象地域

ハノイ都市圏、ホーチミン都市圏（Metropolitan Areas of Hanoi and Ho Chi Minh City）

3.2 実施窓口・関係機関

ハノイ：

- 運輸交通省鉄道総局
- ベトナム国鉄ハノイ本社
- ハノイ市人民委員会計画投資局（窓口）
- ハノイ市人民委員会都市計画建築局
- ハノイ市人民委員会運輸交通局
- ハノイ市人民委員会鉄道管理局

ホーチミン：

- ベトナム国鉄ホーチミン支社
- ホーチミン市人民委員会計画投資局（窓口）
- ホーチミン市人民委員会都市計画建築局
- ホーチミン市人民委員会運輸交通局
- ホーチミン市人民委員会鉄道管理局

3.3 本プロジェクトに関連する我が国及び他ドナーの主な援助活動

3.3.1 円借款プロジェクト

- ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタインースオイティエン間（1号線））（2007年）
- ハノイ市都市鉄道建設事業（1号線）（E/S）（2008年）
- ハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロンーチャンフンダオ間（2号線））（2009年）

3.3.2 他ドナー支援鉄道整備プロジェクト

- ハノイ市都市鉄道建設事業（2A号線）（中国支援事業）
- ハノイ市都市鉄道建設事業（3号線）（アジア開発銀行、フランス支援事業）
- ホーチミン市都市鉄道建設事業（2号線）（アジア開発銀行、ドイツ支援事業）

*それぞれの路線の概要については貸与資料を参照。

3.3.3 協力準備調査

- ハノイ市都市鉄道建設事業（1号線）準備調査
- ハノイ市都市鉄道建設事業（5号線）準備調査

3.3.4 技術協力プロジェクト

- ホーチミン都市交通計画調査（2004年）（HOUTRANS）
- ハノイ市総合都市開発計画調査（2007年）（HAIDEP）
- 鉄道に係る技術規準および標準策定支援調査（2009年）
- 持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査（2010年）（VITRANSS2）
- ハノイ市における UMRT の建設と一体となった都市開発整備計画調査（2010年）（HAIMUD）
- ホーチミン市都市鉄道運営組織設立支援プロジェクト（2011年～2013年。）

3.3.5 その他

- ホーチミン市都市鉄道1号線建設事業案件実施支援調査（SAPI）（2009年）
- ホーチミン市都市鉄道1号線建設事業案件実施支援調査（SAPI）（2013年開始予定）
- ハノイ市都市鉄道運営組織設立案件実施支援調査（SAPI）（2011年開始。現在、実施中。）
- ハノイ市及びその周辺の貨物鉄道ネットワークに関する調査（2011年、国土交通省）

4. 調査の範囲

本調査の調査実施にあたっては、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「6. 調査の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA ならびに実施機関等に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

5.1 調査の位置付け

本調査では、ハノイ都市圏ならびにホーチミン都市圏の需要予測の見直しにより、JICA にて支援している鉄道セクタープロジェクトの各路線の需要算出方法を統一するための基

基礎資料とすることを想定している。加えて、将来の土地利用、運輸交通計画、道路計画、都市開発計画等を反映した需要予測の実施により、今後 JICA にて「ペ」国都市鉄道の支援方針を検討するにあたり、定量的データに基づく整備効果の高いプロジェクトを判断する基礎資料とすることを想定している。

5.2 需要予測

ハノイ都市圏では、「ハノイ市総合都市開発計画調査」(HAIDEP)が実施されている。そこで、将来の社会経済フレームの更新ならびに将来土地利用構想を反映し、計画されている各都市鉄道路線の需要を算出する。なお、ハノイ市は2008年に行政上の市域が拡大した状況を踏まえ、従前のハノイ市域にあたる地域は HAIDEP で実施した PT 調査等の結果をもとに、補足調査を行うことで需要予測を行う。なお、拡大市域についての需要予測方法については、大幅なコストをかけずに実施する方法をプロポーザルにて提案すること。

ホーチミン都市圏では、「ホーチミン都市交通計画調査」(HOUTRANS)の実施から10年程度の年数が経過しているため、新規に前回と同規模の PT 調査を実施する。PT 調査の対象範囲は将来の土地利用構想を反映して実施し、計画されている各都市鉄道路線の需要を算出する。情報通信技術の開発などを踏まえ、コスト削減を試みること。

5.3 貨物の取り扱い

ハノイおよびホーチミンの都市鉄道整備のあり方を検討するに際し、現在運行されている貨物列車の取扱いについても留意しておく必要がある。

特にハノイについては、現在ハノイ1号線、6号線と位置付けられている路線で貨物列車が運行されているが、これら路線で旅客列車運行本数が増加した場合、貨物列車との調整が不可避となってくる。

については本調査の需要予測の結果を踏まえ、貨物専用線(複々線化を含む)の建設の必要性有無及び必要な場合の建設時期について検討すること。

5.4 現地ワーキング・グループの設置・有効活用

本調査はベトナム側関係機関が多数にまたがるため、各都市の関係者が一堂に会して情報共有・連携し、方針確認を行う現地ワーキング・グループ(仮称)を各都市に設ける必要がある。ワーキング・グループの設置・開催を支援しつつ、ワーキング・グループを通じて、ベトナム関係機関の情報共有や方針確認を行うこと。なお、ワーキング・グループの設置については、各都市窓口機関の基本了承を得ている。

6. 調査の内容

6.1 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

6.1.1 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

6.1.2 インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて、都市圏別のインセプションレポートを作成する。

6.1.3 インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを JICA および先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

6.2 運輸交通、都市開発計画にかかる情報の収集・整理

6.2.1 運輸セクター全般ならび都市整備にかかる開発計画の整理

JICA による VITRANSS2 完成以後の「ベ国」における運輸セクター全般ならびに都市整備に係る開発計画（上位計画、事業計画など）について、全国レベルならびにハノイ都市圏、ホーチミン都市圏の各都市圏レベルにて情報を収集・整理する。また、VITRANSS2 の完成により、「ベ国」にて内容が反映されたものや整備に係る方針や計画が変更となった開発計画について、比較表などを作成し整理する。

6.2.2 鉄道・大量高速輸送システムにかかる開発計画の整理

(1) 同様に鉄道・大量高速輸送システムにかかる開発計画（整備計画、駅前開発計画等）に係る情報を収集・整理する。また、VITRANSS2 の完成により、「ベ国」にて内容が反映されたものや整備に係る方針や計画が変更となった開発計画について、比較表などを作成し整理する。

6.3 鉄道・大量高速輸送システムの現状と課題の把握・整理

6.3.1 ハノイ都市圏鉄道・大量高速輸送システムの現状と課題

ハノイ都市圏での鉄道・大量高速輸送整備の現状について、同都市圏の土地利用状況および都市鉄道及び他大量高速輸送システム（BRT、モノレール等）整備に係る上位計画を確認し現状を把握する。現状の把握にあたっては、各鉄道・大量高速輸送システム事業（他ドナーが支援しているものを含む）の事業計画概要、整備目標年度、適用技術、駅前開発の状況などについて整理したうえで、計画の進捗状況を確認する。当初の事業計画から内容（路線、事業費、実施スケジュールなど）が変更されている事業については、把握可能な限りの原因・情報を整理する。また、将来都市鉄道ネットワークを同都市圏にて形成していくにあたってのボトルネックとなる課題を整理する。整理する視点として、行政・法令・許認可にかかる制度面、建設・運営にかかるヒト（現地職員等への技術移転）・モノ（適用技術）・カネ（コスト・運営費）のリソース面、用地取得などの環境社会配慮面、鉄道イ

ンフラ整備特有の長期にわたる工事期間など、多角的に整理する。

6.3.2 ホーチミン都市圏鉄道セクター（都市鉄道）の現状と課題

ホーチミン都市圏について、ハノイ都市圏同様、都市鉄道整備に係る現状と課題を整理する。

6.4 統計・地図情報等整理

6.4.1 ハノイ都市圏の統計・地図情報等の確認

ハノイ都市圏について、人口調査、交通調査、土地利用計画の策定にかかる都市計画図など、需要予測の算出に必要な統計データを収集・整理し、同都市圏の社会・経済状況を分析する。また、地形データおよび地図情報など、整備路線の構造形式などの検討に必要な地図情報データを収集・整理し、同都市圏の整備路線のクリティカルなポイントを分析する。

6.4.2 ホーチミン都市圏の統計・地図情報等の確認

ホーチミン都市圏について、ハノイ都市圏同様に統計データを収集・整理し、同都市圏の社会・経済状況を分析する。また、地図情報もハノイ都市圏同様に収集・整理し、同都市圏の整備路線のクリティカルなポイントを分析する。

6.5 需要予測実施にあたっての前提条件の設定

6.5.1 社会経済指標

各都市圏の規模、人口構成、成長率、将来都市構想にかかる方針・方向性について設定し、将来人口フレームを検討する。

6.5.2 土地利用計画

ハノイ都市圏ならびにホーチミン都市圏の土地利用計画の現況ならびに将来開発計画の比較・分析により、土地利用区分の変更ならびにゾーン区分を分割・統合する必要性について整理する。また、今後整備が予定されている路線については、新線整備による需要が精度よく推計可能となるように沿線を中心にゾーンの細分化を検討する。

6.5.3 整備目標年度の設定

ハノイ都市圏、ホーチミン都市圏ともに段階的に都市鉄道・大量高速輸送ネットワークが形成されることから、各都市圏の事業の進捗状況を反映した路線それぞれの整備目標年度を設定する。また、今後整備が予定されている路線については、都市交通 M/P や開発計画だけでなく、現実的な建設スケジュールと整合性を確保された整備目標年度を設定する。

6.5.4 道路公共交通モード網の設定

他交通モードとの機関分担に係る政策・計画を確認し、公共道路交通の将来需要を過小評価することのないように、各都市圏における公共交通としての骨格として、大まかな位置や機能について整理する。また、整備目標年度に応じた道路公共交通モード網を設定する。

6.6 プロGRESS・レポートの作成、説明・協議

これまでの調査結果を各都市圏別にPROGRESS・レポートに取りまとめ、JICA および先方実施機関に説明・協議し、その内容について基本的了解を得る。

6.7 需要予測

6.7.1 ハノイ都市圏都市交通マスタープラン (M/P) のレビュー

JICAにて実施したHAIDEPの需要予測の推計方法をレビューし、ハノイ都市圏の都市鉄道セクターの整備動向を照合し、前提条件の妥当性、有効性について検討する。必要に応じて、前提条件を見直し更新することにより、需要予測推計の不確定要素を軽減することを検討する。

6.7.2 ハノイ市 M/P に基づく整備計画路線の需要予測

JICAにて実施したHAIDEPにおけるPT調査の結果およびモデルを用いることとし、検討手法は四段階推計法にて推計し、前提条件である整備目標年度に応じて需要推計値を算出する。また、機関分担率を更新するため、運賃設定、運行本数、混雑度など評価項目を設定し、各パターンが反映された評価を行うものとする。

なお、新たに大規模な交通調査は実施せず、必要に応じて補完調査として機関分担率を更新するための行動意思を反映可能とする利用者動向調査を計画する。その際は調査規模についてプロポーザルにて提案する。

6.7.3 ハノイ都市圏 PT 調査

既存調査のデータを活用し、調査対象範囲を設定したうえでPT調査を実施する。ハノイ都市圏はハノイ市の東側に隣接するバクニン省及びフンイエン省の都市部と連続する形で形成されており、これらの地域もハノイ都市圏の交通の全体像を捉える為に考慮する。拡大ハノイ市域、及び、これら隣接する2省において、特にハノイ市中心部との連結性が高いディストリクトを含む地域における、住民の移動特性やモード選択等の意識を把握する。交通実態調査の詳細については下記の流れにより実施する。

- a) 調査項目の検討、調査表の作成 (情報収集と調査前準備)
- b) ゾーン区分の設定、抽出率の設定 (需要予測の前提条件との整合性確認)
- c) データ分析 (本調査目的に対応した指標の整理)

d) 補完調査（必要に応じて）

なお、PT 調査は現地再委託契約により実施することを想定している。さらに PT 調査は相当な調査費用を要することから、調査費用縮減方策についてプロポーザルで提案すること。

6.7.4 ホーチミン都市圏都市交通マスタープランのレビュー

JICA にて実施した HOUTRANS の需要予測の推計方法をレビューし、ホーチミン都市圏の都市鉄道セクターの整備動向を照合し、前提条件の妥当性、有効性について検討する。必要に応じて、前提条件を見直し更新することにより、需要予測推計の不確定要素を軽減する検討を実施する。

6.7.5 ホーチミン都市圏 PT 調査

既存調査のデータを活用し、調査対象範囲を設定したうえで PT 調査を実施する。交通実態調査の詳細については下記の流れにより実施する。

- a) 調査項目の検討、調査表の作成（情報収集と調査前準備）
- b) ゾーン区分の設定、抽出率の設定（需要予測の前提条件との整合性確認）
- c) データ分析（本調査目的に対応した指標の整理）
- d) 補完調査（必要に応じて）

なお、PT 調査は現地再委託契約により実施することを想定している。さらに PT 調査は相当な調査費用を要することから、調査費用縮減方策についてプロポーザルで提案すること。

6.7.6 ホーチミン市 M/P に基づく整備計画路線の需要予測

本調査にて実施する PT 調査の結果に基づき、HOUTRANS にて算出したモデルを参考として需要予測を推計する。検討手法は四段階推計法にて推計し、前提条件である整備目標年度に応じて需要推計値を算出する。また、機関分担率を更新するため、運賃設定、運行本数、混雑度など評価項目を設定し、各パターンが反映された評価を行うものとする。

6.7.7 PT 調査結果を活用した貨物別線の整備時期の検討

ベトナム国鉄で所有している統計データ、VITRANSS2 での需要予測結果、最低限の補足調査（ハノイ、ホーチミン貨物駅でのヒアリング（OD の確認等））をもとに貨物列車運行本数を想定し、PT 調査の結果を活用して貨物専用線（複々線化を含む）の建設の必要性有無及び必要な場合の建設時期について検討する。必要に応じて対応方法について短期的、中期的なオプションを提示する。

6.8 インテリム・レポートの作成、説明・協議

都市圏別のインテリム・レポートを作成し、JICA および先方実施機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。

6.9 今後の整備のあり方の提案

上記を踏まえ、ハノイ都市圏及びホーチミン都市圏における都市鉄道・大量高速輸送の整備への効果的支援について、その戦略や手法等について提言する。これらに限らないが、特に、次の点について提言を行う。第一に、需要予測等の分析結果を踏まえ、今後整備すべき路線、またその区間の優先順位を提言する。第二に、整備すべき各路線・区間に対して、最適な輸送モードを提言する。最適な輸送モードの検討においては、輸送モードのシーケンシング（例えば、需要が限られている当初はBRTを整備し、用地／Right of Wayを確保しつつ、その後需要が伸びた時に鉄道を整備するなど）についても検討し提言する。第三に、整備すべき各路線・区間について、最適な高架区間・地上区間・地下区間等の設定について検討する。検討する際には、他交通計画等との整合性を十分に配慮し、鉄道の高架区間と道路の立体交差がバッティングしたりすることのないようにする。さらに、高架・地上・地下区間の設定についてもシーケンシング（例えば、当初地上で整備したうえで、地下化するなど）を検討する。第四に、各路線の最適な駅の配置等について提案する。最適な駅の配置を提案する際には、周辺の開発状況・計画、集客施設の有無に加えて、駅前広場・結節施設・フィーダー路線整備や駅前開発・周辺開発・沿線開発の展望及びそれらへの日本企業の参画の可能性について考慮する。必要となる駅前広場・結節施設についてはその概略を提案する。これらに限らず、今後の協力準備調査を見据え、効果的な支援を行ううえで必要な事項について、法制度や技術協力の内容も含めて提案する。さらに、これら検討を踏まえ、今後10年程度の都市鉄道事業円借款ポートフォリオ提案する。

6.10 ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、都市圏別のドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA および先方実施機関に説明・協議を行う。

6.11 ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、都市圏別のF/Rとして取り纏める。

7. 成果品等

7.1 調査報告書

本調査では、以下の調査報告書を作成するものとする。このうちファイナルレポートを本調査の成果品とする。

- (1) インセプションレポート (IC/R)

- a) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等
- b) 提出時期：2013年11月中旬
- c) 部数：英文45部：(JICAへ5部、越側へ40部)、越語40部

(2) プロGRESSレポート (P/R)

- a) 記載事項：鉄道セクターの現状把握、関連情報収集・整理、他ドナー・企業動向調査結果、設定した前提条件
- b) 提出時期：2014年5月下旬(ハノイ、ホーチミン)
- c) 部数：英文45部：(JICAへ5部、越側へ40部)、越語40部

(3) インテリムレポート (IT/R)

- a) 記載事項：需要予測結果
- b) 提出時期：2014年8月下旬
- c) 部数：英文45部：(JICAへ5部、越側へ40部)、越語40部

(4) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

- a) 記載事項：調査結果全体
- b) 提出時期：2014年12月下旬
- c) 部数：英文65部：(JICAへ5部、越側へ60部)、越語60部

(5) ファイナルレポート (F/R)

- a) 記載事項：調査結果全体
- b) 提出時期：2015年1月下旬
- c) 部数：英文45部：(JICAへ5部、越側へ40部)、越語40部
- d) CD-R：英文・越語の両方を含めたもの7枚：(JICAへ3枚、ベトナム側へ4枚)

7.2 その他提出物

(1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

- a) 記載事項：調査業務日とその概要
- b) 提出時期：毎月
- c) 部数：2部 (JICA 東南アジア・大洋州部、JICA ベトナム事務所)

(2) 実施機関等との協議録

- a) 記載事項：C/P との協議等の際の協議・決定事項

- b) 提出時期：その都度
- c) 部数：2部（JICA 東南アジア・大洋州部、JICA ベトナム事務所）

(3) 収集資料

- a) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
- b) 提出時期：調査終了時
- c) 部数：1部（JICA 東南アジア・大洋州部）

7.3 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

7.4 報告書の印刷仕様／電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本調査は、2013年11月上旬開始、2015年1月下旬完了を目途とする。本調査では、以下のような工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルで提案するものとする。

年度 月	2013						2014										
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
【ハノイ・ホーチミン】																	
現状把握・交通調査	■																
需要予測																	
課題整理・提案																	
報告書提出	▲							▲				▲				▲	▲
	ICR							PR				ITR			DFR	FR	

2. 業務量の目途

総計 約 38M/M

3. 調査分野

本業務には以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定している。しかし、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案するものとする。下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 総括／鉄道計画 | (2号) |
| (2) 運輸交通計画1 (ハノイ) | (3号) |
| (3) 運輸交通計画2 (ホーチミン) | |
| (4) 都市計画・駅前開発 | (3号) |
| (5) 交通調査 | |
| (6) 需要予測 | |
| (7) 経済財務分析 | |
| (8) 鉄道運営・経営 | |
| (9) 鉄道貨物 | |

必要に応じてコンサルタントにて通訳を備上し先方と協議することを認める。

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

(1) PT 調査 (ホーチミン)

ア) 目的

調査対象域内に住む人の移動特性の把握と、モード選択等の意識調査。将来交通需要予測の基礎資料とする。

イ) 調査内容

- ・世帯情報 (世帯人数、収入、自動車保有)
- ・個人属性 (6歳以上の世帯構成員各人等)
 - ー性別、年齢、職業、就業/就学地等
- ・トリップ情報
 - ー出発地、出発時刻/到着地、到着時刻等
 - ー目的 (通勤、通学、業務、買物、娯楽、帰宅等)
 - ー利用交通機関 (徒歩、バイク、タクシー、乗用車、バス、トラック等) の平日の人の動き
 - ーサンプリング数 : 調査人数 : 70,000人程度 (都市圏人口の1%程度を想定)

その他、コードンライン、スクリーンライン、交通量カウント、走行速度調査など必要な補完調査については、プロポーザルで提案し実施すること。

(2) PT 調査 (ハノイ)

ア) 目的

調査対象域内に住む人の移動特性の把握と、モード選択等の意識調査。将来交通需要予測の基礎資料とする。

イ) 調査内容

- ・世帯情報 (世帯人数、収入、自動車保有)
- ・個人属性 (6歳以上の世帯構成員各人等)
 - ー性別、年齢、職業、就業/就学地等
- ・トリップ情報
 - ー出発地、出発時刻/到着地、到着時刻等
 - ー目的 (通勤、通学、業務、買物、娯楽、帰宅等)
 - ー利用交通機関 (徒歩、バイク、タクシー、乗用車、バス、トラック等) の平日の人

の動き

ーサンプリング数：調査人数：プロポーザルで提案すること。

その他、コードンライン、スクリーンライン、交通量カウント、走行速度調査など必要な補完調査については、プロポーザルで提案し実施すること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. JICA より配布／貸与する資料

(1) ホーチミン都市交通計画調査（2004 年）

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

Vol 1: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000162892>

Vol 2: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000162893>

Vol 3: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000162894>

(2) ハノイ市総合都市開発計画調査（2007 年）

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

Vol 1: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172054>

Vol 2: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172056>

Vol 3: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172057>

(3) 鉄道に係る技術規準および標準策定支援調査（2009 年）

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000173832>

(4) 持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査（2010 年）

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

Main report: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253535>

Sub sector report 1: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253536>

Sub sector report 2: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253537>

Sub sector report 3: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253538>

Sub sector report 4: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253539>

Sub sector report 5: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253540>

Sub sector report 6: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253541>

Sub sector report 7: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253542>

- (5) ハノイ市における UMRT の建設と一体となった都市開発整備計画調査 (2010 年)
下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。
Summary: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255014>
Main report 1: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255015>
Main report 2: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255017>
- (6) ベトナム政府「2030 年を見据えた 2020 年までの運輸交通開発戦略」(2009 年首相決定 35 号)
- (7) ベトナム政府「2050 年を見据えた 2020 年までの鉄道開発戦略」(2008 年首相決定 1686 号)
- (8) ベトナム政府「2030 年を見据えた 2020 年までのベトナム鉄道整備マスタープラン」
(2002 年首相決定 6 号、2009 年首相決定 1436 号で改定)
- (9) ベトナム政府「2050 年を見据えた 2030 年までの首都ハノイにおける建設計画」
(2011 年首相決定 1259 号)

6. 調査用資機材

本調査実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

7. その他

(1) 安全配慮事項

ベトナムにおける調査実施に関し、在ベトナム日本国大使館、JICA ベトナム事務所と連絡を密に行うこと。

(2) 複数年度契約について

本調査においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結するものとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えるものとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上